

平成29年度教育実習の実施について

本学の教育実習は、全学教育実習事前・事後指導と、出身学校の協力による実習を行うこととなります。

(出身学校で行う教育実習)

高等学校教員の免許状のみ取得希望者：出身高等学校で2週間実施

中学校教員の免許状の取得希望者：出身高等学校で2週間及び出身中学校で2週間実施

※いずれかの学校での教育実習の履修が困難の場合は、同一の学校において4週間履修とすることができます。

出身学校での教育実習については、実習を希望する学生が、別紙本学学長名の依頼状を持参の上、直接出身学校に出向き、依頼を行うことを原則とします。実習の依頼に当たっては、下記の事項に十分注意してください。

記

1 実習依頼の時期

近年、教員免許取得希望者が増加傾向にあることから実習受付を早期に締め切る学校が増えていますので、直ちに締切日を確認し、4月中に最低でも出身学校への電話連絡は済ませてください。その後は出身校の指示に従って、直接依頼に出向き各種手続を進めてください。

2 依頼の際の留意事項

- ① 出身校に依頼に行くときは、必ず学校側と事前に電話等で打合せの上、出向いてください。
- ② 学部内で出身校が同一の者がいる場合は、個々に依頼をせず、一緒に依頼に行くようにしてください。
- ③ 依頼の際に、来年度4月中旬から下旬にかけて**教育実習の意義・生徒指導・指導案の作成等についての事前指導**を受け、その上で出身校での実習に臨む旨を申し述べてください。
- ④ 依頼にあたっては、翌年度以降の教育実習の実施に及ぼす影響を考慮の上、ふさわしい服装と礼儀をもって、慎重に行動してください。
- ⑤ 出身校での実習を断られた場合や、出身校で実習教科の授業を実施していない場合は、別の学校に依頼をしていただきますが、その際は必要に応じて出身校以外用の依頼状を持参してください。(所属学部・研究科の学務係に申し出てください。)

その際の優先順位は「(高等学校免許状の場合) 出身中学校・(中学校免許状の場合) 出身高等学校」→「学部教員の紹介する本学近隣の学校」→「全学教職支援センターへの実習校選定依頼」とします。

3 実習期間

春 期 平成29年 6月 5日 (月) から平成29年 6月16日 (金)

秋 期 平成29年10月23日 (月) から平成29年11月 3日 (金)

依頼にあたっては、学校側の都合の良い期間のいずれかを選択してもらってください。学校側の事情による期間変更は可能です。その場合は、実習期間が2週間になるよう留意の上、依頼してください。なお、実習生本人の都合による期間変更は行わないでください。

4 依頼の際に持参するもの

① 平成29年度教育実習の協力について (依頼) (教育実習の依頼状)

② 平成29年度教育実習回答書

- ・ 「実習生記入」欄を事前に記入してください。
- ・ 「実習教科・科目名」には、教育実習を希望する教科・科目名を記入してください。〔例：地理歴史 (日本史), 理科 (物理) など〕
- ・ 実習教科は希望免許教科 (2教科の場合は、そのうちの1教科) と一致させてください。
- ・ 「取得希望免許状教科」には、取得予定の免許教科を記入し、該当する校種に○をつけてください。
- ・ 「大学指導教員名」には、所属学部・研究科の学務担当教員、所属研究室の教員等、個別に直接指導を受けることのできる教員の氏名を記入してください。未定の場合は空欄のままで構いません。

③ 返信用封筒

「平成29年度教育実習回答書」を実習校から大学に返送いただくための封筒です。

長形3号封筒に82円切手を貼り、所属学部・研究科の学務係の住所を記入したものを各自で用意してください。

なお、回答書はその場で受け取っても構いません。

5 「平成29年度教育実習回答書」について

① 実習の内諾を得たら、必要事項を記入いただき、学校長職印, 担当教員印を押した回答書ももらってください。その場で受け取れない場合は、用意した返信用封筒により、大学あてに郵送いただくようお願いしてください。

② 回答書は[平成28年9月30日 (金)]までに、所属学部・研究科の学務係に提出

してください。

- ③ 実習期間が未定の場合は、いつ頃決定するのか、どのように実習生に連絡があるのかなどを、よく確認してください。実習期間が確定したら、速やかに所属学部・研究科の学務係に報告をしてください。

6 「麻しんの抗体陽性を示す検査結果」の提出について

教育実習校における麻しんの感染を未然に防止するため、「麻しんの抗体陽性を示す検査結果（写し）」を[平成29年1月31日（火）]までに、所属学部・研究科の学務係に提出してください。

検査方法は EIA(IgG)法で実施するよう、医療機関に依頼してください。

抗体検査には5日～3週間を要し、その結果が「陰性」又は「擬陽性」の場合、ワクチン接種から再検査の結果が出るまでさらに約6週間以上かかりますので、早めに検査を受けるようにしてください。

なお、平成28年度に「介護等体験」に参加する等で、以前に提出済みの場合は、今回の再提出は不要です。（すでにHI法で検査済みの場合は、あらためてEIA(IgG)法で検査する必要はありません。）

7 その他各種書類の準備について

実習の内諾を得た後、実習開始までの間に「教育実習承認申請書」「誓約書」「健康診断証明書」等の提出を求められる場合がありますので、実習校からの指示をよく確認し、各自準備してください。

なお、「健康診断証明書」を提出する場合は、本学の定期健康診断のすべての検査項目を必ず受診してください。また、通常は実施後約4週間で発行できるようになります（早くとも5月中旬以降）、それより早く必要な場合は、実習校に提出が遅れる旨を連絡し、指示を仰いでください。

書類提出にあたり大学を通す必要がある場合は、期日に余裕をもたせ、遅くとも締切の2週間前までに所属学部・研究科の学務係に提出してください。

8 保険への加入について

教育実習期間中の万一の事故等に備え、実習開始までに必ず、賠償責任保険と災害傷害保険に加入しておいてください。

本学では、公益財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）」「学研災付帯賠償責任保険（略称「学研賠」）」への加入を受け付けています。入学時に加入したかどうか分からない場合は、学務情報システムで確認することができます。未加入の人は、至急、所属学部・研究科の学務係で加入手続きをしてください。

9 内諾後の教育実習の取止めについて

近年の教員免許取得希望者の中には、安易な理由（就職活動、進路変更など）による教育実習の取消しや欠席が少なからず見られます。また、就職活動の時期に行われる教育実習事前指導の欠席回数超過によっても実習取消しとなります。

このようなことがあると、大学側の姿勢が問われ、今後の教育実習の実施にも多大な影響を与えます。**「教員免許の取得を強く希望する者のみが、教育実習に参加するもの」であることに、十分留意しておいてください。**

(担当)

学務部教務課全学教職支援事務室

教職支援係